

標準仕様書

調達要求番号：

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
小倉駐屯地及び富野分屯地、食厨油 分離槽清掃	作成	令和7年2月5日
	変更	
	作成部隊等名	小倉駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊小倉駐屯地及び富野分屯地（以下、「官側」という。）における食厨油分離槽清掃処理作業について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

1.2.1 契約担当官

分任契約担当官陸上自衛隊小倉駐屯地第366会計隊小倉派遣隊長をいう。

1.2.2 監督官

契約担当官の任命を受けて、補助者として契約履行の監督を行う隊員をいう。

1.2.3 検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者として契約履行の適否の検査を行う隊員をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版（追補を含む。）とする。

2 役務期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

3 本作業の概要

3.1 基礎的清掃手順

油分離槽の清掃は、上部油分及び下部沈殿汚泥をバキューム車により汲み取り高圧洗浄機等を用いて壁面及び仕切り板を洗浄する。また、洗浄時に発生した洗浄水についても汲み取ることとし、本清掃に使用する水・薬品等は請負者側のものを使用すること。

3.2 注意事項

清掃の際は、油分離槽から槽外油が漏れる事が無いよう適切な処置を施してから実施する。

また、現場の整理整頓・清掃を実施し、清掃中における労働安全及び在来施設等の保護には十分注意を払うものとし、破損した場合は請負者の責任において速やかに原形に復旧する。本作業に際して本仕様書に明記なき事項についても、作業上当然処置すべき事項は請負者の責任において処置するものとする。

4 汚泥廃棄要領

4.1 廃棄手順

廃棄物運搬処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第1項及び第6号の許可を受けた者とする。

4.2 搬出運搬

廃棄物の運搬は、請負者側車両により処理施設へ搬入するものとし、廃棄物は積み残しの無い様十分な注意を払うものとする。なお、廃棄物運搬時に万一事故等が発生した場合は官側はその責任を一切負わないものとする。

5 清掃実施月

令和7年6月、7月、8月、9月、12月、令和8年2月の6回とし、細部日時については官側と調整する。

(マニフェスト提出については、清掃実施日の翌月末までとする)

6 廃棄物の搬出

官側の示す検査官立会のうえ実施すること。

7 油分離槽の設置場所等

7.1 設置場所

小倉駐屯地：2箇所

富野分屯地：1箇所

7.2 年間搬出予定数量

小倉駐屯地：予定数量；約9.0m³（1箇所あたり：約4.5m³）

富野分屯地：予定数量；約3.2m³

8 提出書類

本清掃の着手前・作業中・完了時の写真を撮影し官側にマニフェストと共に提出する。

その際、ネガ・データは請負側の責任において確実に消去する。

9 その他

9.1 安全管理

- a) 運搬処理時に万一事故が発生した場合は、官側はその責任を一切負わないものとする。
- b) 本役務に際し、火災予防、労働安全、既設物の保護には十分注意を払い、汚破損させた場合は、請負者の責任において速やかに原形に復旧するものとする。

9.2 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に関して疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。